

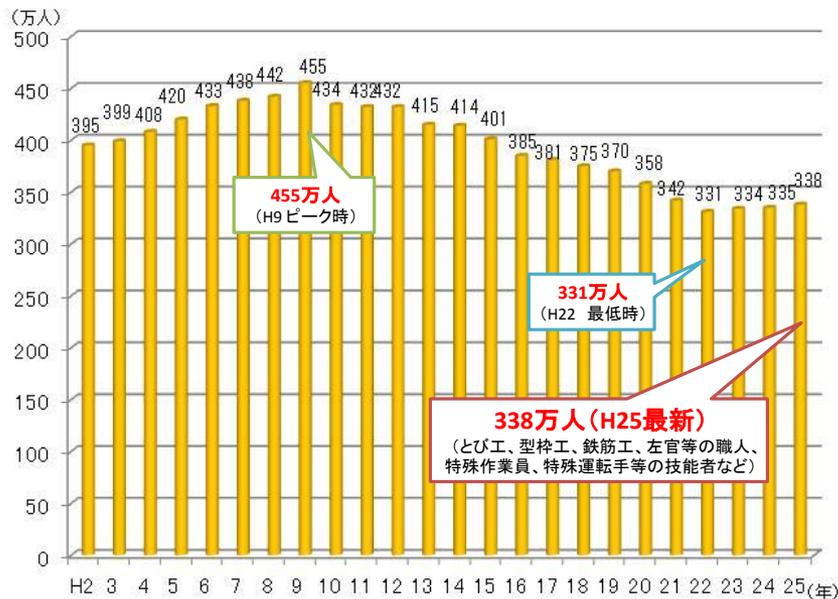
外国人建設就労者受入事業について

基本的考え方① (構造的な労働者不足への対応との関係)

- 建設産業の担い手不足については、①近年の建設投資の減少により、建設企業が倒産するなど、技能労働者の離職が進んだこと、②技能労働者の高齢化が進み、高齢者が仕事を辞めていっていること、③建設産業の処遇改善が進んでいないことなどから、若者が入職を避けるようになってきていること、という3つの要因が考えられる。このうち、②③の要因については、建設産業が直面している構造的な問題。
- こうした問題を看過すれば、中長期的には、将来にわたるインフラの維持管理や災害対応等を地域で担う人材が不足することが懸念。
- こうした構造的要因による担い手不足の懸念に対しては、今回の緊急措置とは別に、中長期的な観点から、**必要な人材を国内で確保していくことが基本**。

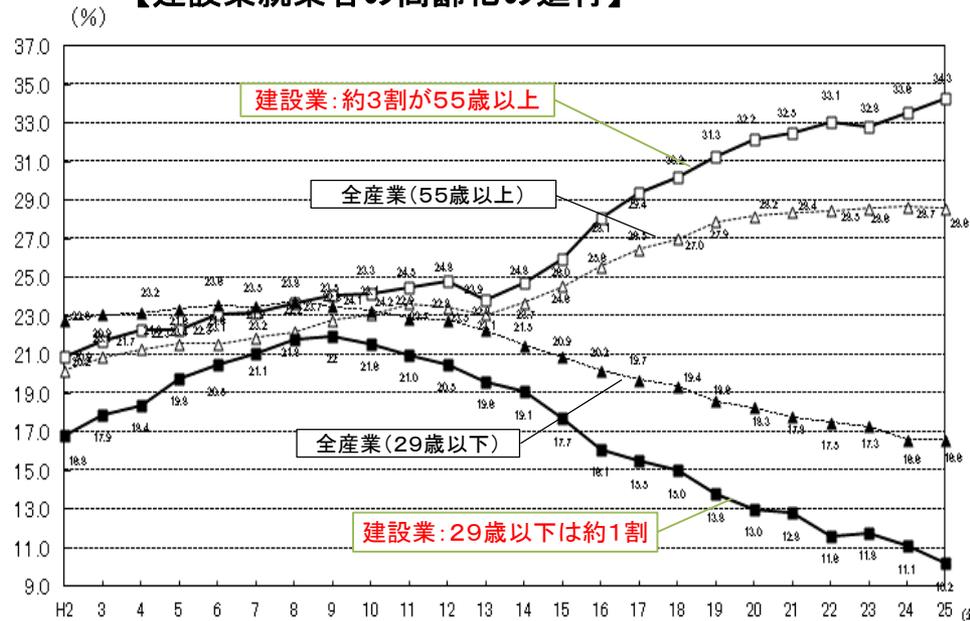
(注)なお、産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める」とされている。

【技能労働者の減少】



出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

【建設業就業者の高齢化の進行】



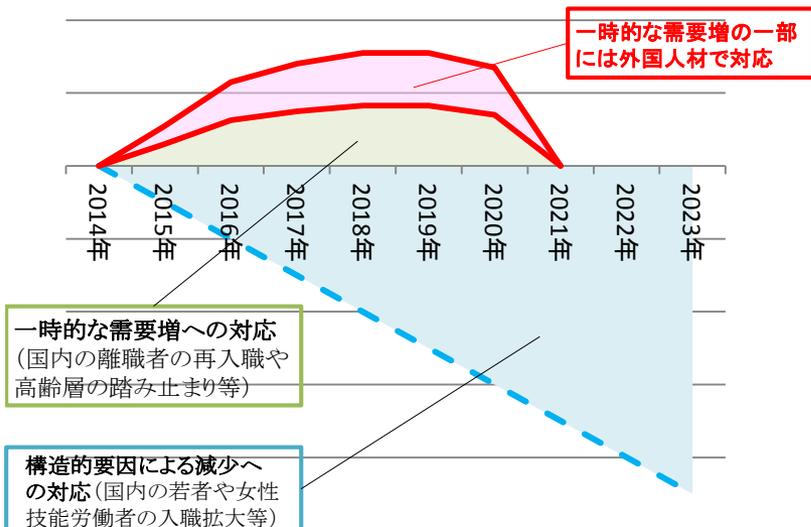
出所：総務省「労働力調査」

基本的考え方② (一時的な建設需要に対応する労働者の確保)

○ 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。

→ その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

構造的要因による減少と一時的な需要増に必要な技能労働者(イメージ)



外国人材の活用と併せて行う国内人材確保の施策パッケージ(概要) (夏頃までに更に具体化) 別添参照

<国土交通省>

- 1 技能労働者の就労環境整備の強化(労務単価引上げ、社会保険未加入対策強化、入札契約制度改革、ダンピング対策強化等)
- 2 女性技能労働者の入職拡大
- 3 より効率的な生産システムの構築
- 4 教育訓練の充実強化(富士教育訓練センターの充実強化等)
- 5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ(建設産業活性化会議において本年夏頃を目途に中間とりまとめ)

 **連携して取組を推進**

<厚生労働省>

- 1 ハローワークにおけるマッチング強化
- 2 公的職業訓練の充実
- 3 事業主や事業主団体等による取組支援の充実

(今後、建設業の長期ビジョンに基づき技能毎の人材ニーズを検討)

○平成26年

- 4月4日 関係閣僚会議（第2回）…緊急措置のとりまとめ
- 6月24日 「日本再興戦略」改訂2014 の閣議決定
- 8月13日 「外国人建設就労者受入事業に関する告示」の公示
- 11月11日 「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」の公表

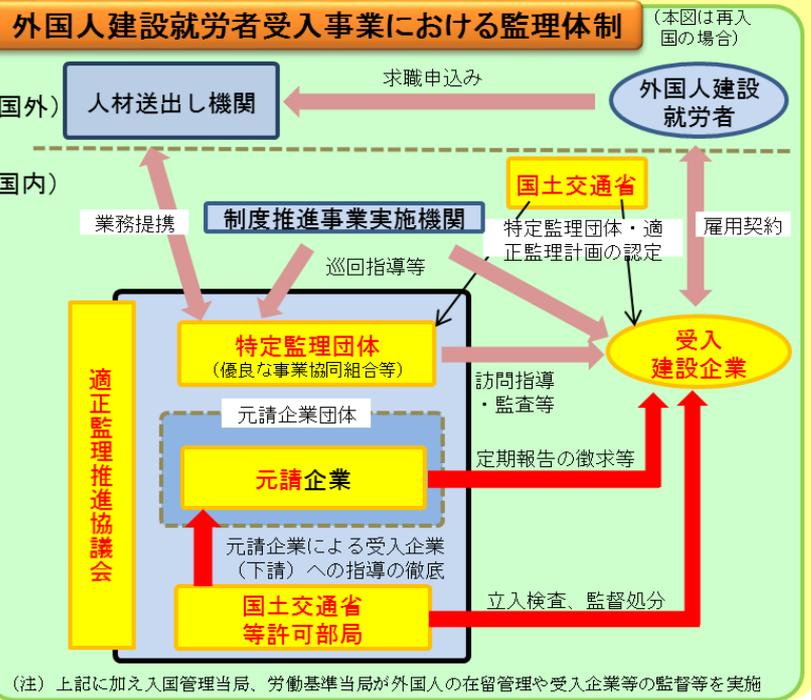
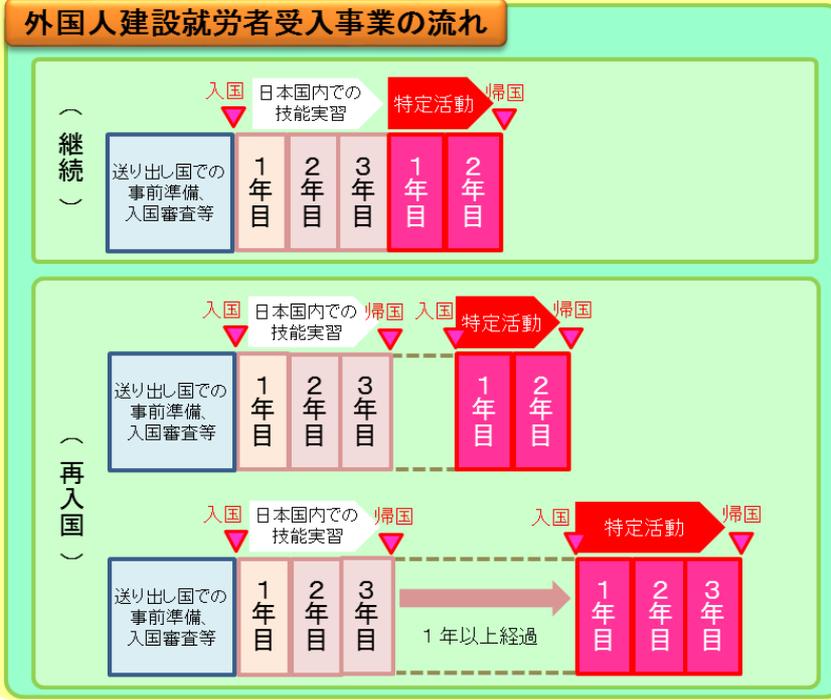
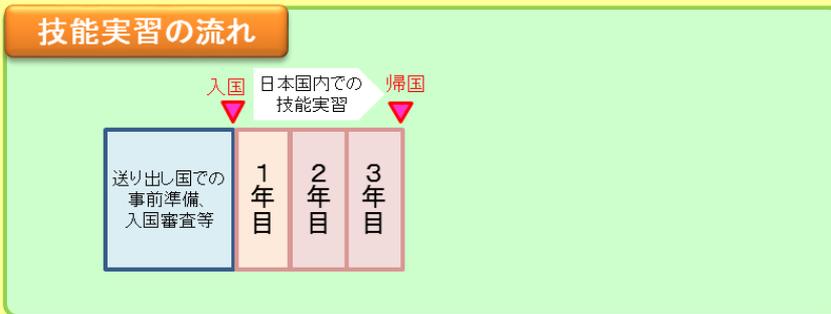
○平成27年

- 1月 特定監理団体等の認定事務の開始
- 4月 本措置の対象となる外国人材の受入れ開始
- 4月15日 平成27年度第1回適正監理推進協議会開催
- 5月12日 第1号の外国人建設就労者の入国

建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置(外国人建設就労者受入事業)

○ 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。

→ **その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。**



出入国管理及び難民認定法

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、**別表第一の下欄に掲げる活動**（（略）五の表の下欄に掲げる活動については、**法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。**）（略）に該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

別表第1 5	在留資格	本邦において行うことができる活動
	特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（法務省告示）

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき、同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。

三十二 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した**適正監理計画**（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）**に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動**

外国人建設就労者受入事業に関する告示(国土交通省告示)

- 外国人建設就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、特定監理団体、適正監理計画、受入建設企業、外国人建設就労者等の要件や特定監理団体等が行うべき事項を定める告示。
- **本告示に基づき国土交通大臣が「特定監理団体」、「適正監理計画」を認定。**

外国人建設就労者の受入れまでの流れ

1 事前準備

- 組合等の定款変更(「外国人建設就労者受入事業」の事業追加)、無料職業紹介事業の届出の変更、送出し機関との協定書の締結等、特定監理団体になろうとする団体において所要の事前準備を実施。



2 特定監理団体の認定申請【国土交通省】・・・優良な監理団体に限定

- 特定監理団体になろうとする監理団体は、国土交通大臣に特定監理団体の認定を申請。
- 平成27年1月より受付を開始。



3 適正監理計画の認定申請【国土交通省】・・・優良な受入企業に限定

- 受入建設企業になろうとする者は、第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画(以下「適正監理計画」という。)を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請(特定監理団体の認定後でなければ申請不可)。
- 平成27年1月より受付を開始。



4 在留資格認定証明書交付申請等【各地方入国管理局】

- 各地方入国管理局に対して、在留資格認定証明書交付申請等、外国人建設就労者の入国に係る手続を実施。
- 平成27年2月より在留資格認定証明書交付申請の受付を開始。



5 外国人建設就労者の受入れ

外国人建設就労者の要件及び建設分野技能実習

外国人建設就労者の要件【告示第3】

- 1 **建設分野技能実習**に概ね2年間従事したことがあること。
- 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。

在留資格「**特定活動**」

「建設分野技能実習」とは【告示第2の1】

告示別表第1に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業(略)に係る技能実習のうち、**技能実習2号の活動**(略)をいう。

【参考】告示別表第1・・・建設分野の24職種36作業

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業

職種名	作業名
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
鉄工(※)	構造物鉄工作業
塗装(※)	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接(※)	手溶接
	半自動溶接

※建設業者が実習実施機関である場合に限る

建設分野における外国人材の受け入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、平成23年度から3倍以上に増加(1.2万人→4.1万人)
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(H28.10時点:2.8万人)、近年増加傾向にある。

建設分野に携わる外国人材

(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H23→H28 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	57.9%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	220.3%
製造業	265,330	260,988	262,544	272,984	295,761	338,535	27.6%

建設分野における技能実習生の数(上位5ヶ国)

国籍	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ベトナム	239	346	491	1,001	2,604	6,750
中国	2,634	2,758	3,253	3,299	3,342	3,121
フィリピン	325	227	392	457	847	1,279
インドネシア	246	239	313	380	610	871
カンボジア	27	27	37	28	89	261

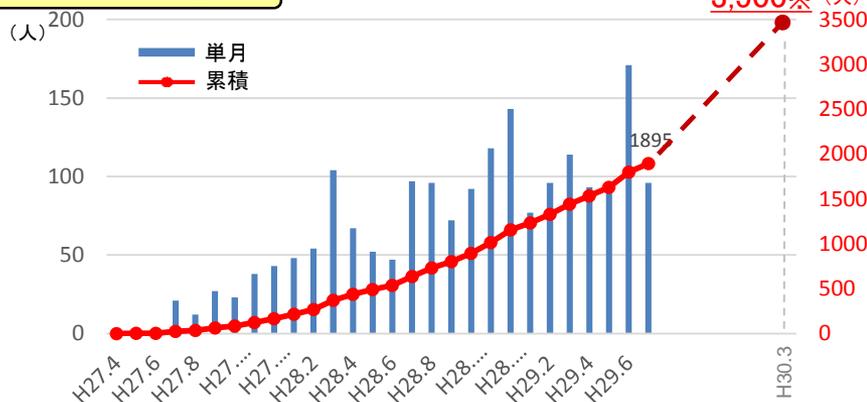
(注)上記の数は、技能実習2号への移行申請者数

- オリパラ大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を平成27年4月から開始。平成29年7月31日までに1,895名を受入。

外国人建設就労者の受入状況等(平成29年7月31日現在)

- 特定監理団体・・・145団体を認定
- 適正監理計画・・・828計画(783企業)を認定
- 外国人建設就労者の受入人数・・・1,895名(※平成29年度末までに3,500名程度が入国予定(認定済の適正監理計画より集計))

受入人数の推移



国籍別の状況

単位:人

国名	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	モンゴル	ミャンマー	タイ	ネパール	ラオス	カンボジア	スリランカ	バングラデシュ	合計
人数	708	471	330	297	26	22	22	7	4	3	3	2	1,895

職種別の状況

単位:人

職種	とび	鉄筋施工	建築大工	溶接	型枠施工	建設機械施工	塗装	左官	配管	鉄工	コンクリート圧送施工	合計
人数	355	329	255	245	209	92	66	65	45	45	39	1,895

職種	建築板金	防水施工	内装仕上げ施工	タイル張り	かわらぶき	石材施工	建具製作	冷凍空調和機器施工	サッシ施工	表装	熱絶縁施工	合計
人数	36	34	30	12	7	7	6	6	5	4	3	1,895

- 平成29年7月31日現在の認定状況、受入状況は以下のとおり。
 - 特定監理団体 . . . 145団体
 - 適正監理計画 . . . 828計画（783企業）
 - 外国人建設就労者 . . . 1,895名
- 外国人建設就労者については、平成29年度末までに**3,500名程度**が入国予定（認定済みの適正監理計画から集計）。

地域別の状況

地域	特定監理団体	受入建設企業	外国人建設就労者
北海道東北	6	35	73
関東	59	402	895
北陸	7	36	65
中部	27	119	386
近畿	24	94	223
中国	14	64	180
四国	4	10	21
九州	4	23	52
合計	145 (団体)	783 (企業)	1,895 (人)

国籍別の状況

国籍	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	モンゴル	ミャンマー	タイ	ネパール	ラオス	カンボジア	スリランカ	バングラデシュ	合計
人数	708	471	330	297	26	22	22	7	4	3	3	2	1,895

単位：人

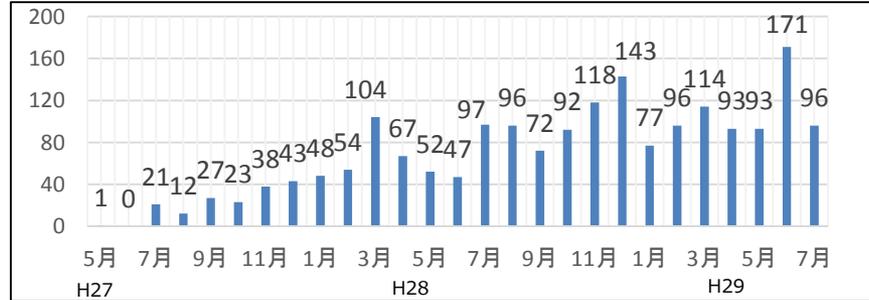
職種別の状況

職種	とび	鉄筋施工	建築大工	溶接	型枠施工	建設機械施工	塗装	左官	配管	鉄工	コンクリート圧送施工	合計
人数	355	329	255	245	209	92	66	65	45	45		39

職種	建築板金	防水施工	内装仕上げ施工	タイル張り	かわらぶき	石材施工	建具製作	冷凍空調和機器施工	サッシ施工	表装	熱絶縁施工	合計
人数	36	34	30	12	7	7	6	6	5	4	3	1,895

単位：人

単月ごとの受入人数の推移

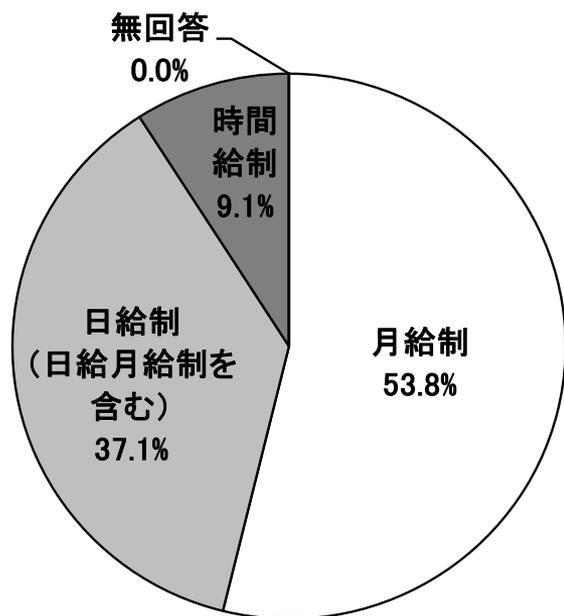


継続・再入国の別

区分	受入人数
継続	271
再入国	1,624
合計	1,895

- 外国人建設就労者の賃金形態をみると、「月給制」が最も多く、次いで「日給制(日給月給制を含む)」、「時間給制」と続いている。
- 賃金形態別平均所定内賃金における「20万円以上」の比率を比較すると、「日給制」が最も多く、次いで「月給制」、「時間給制」となっている。
- 賃金平均額を比較すると「日給制」の「221,491円」が最も高く、次いで「月給制」の「205,249円」、「時間給制」の「192,509円」と続いている。

外国人建設就労者の賃金形態
(n=143)



外国人建設就労者の月給制所定内賃金合計 (平均/最低/最高: 無回答を除く、0は含む)

	20万円未満	20万円以上	無回答	平均	最低 ^(※)	最高 ^(※)
月給制の事業所	32	34	11	205,249円	133,788円	409,710円
%	41.6%	44.2%	14.3%			

外国人建設就労者の日給制所定内賃金合計 (平均/最低/最高: 無回答を除く、0は含む)

	20万円未満	20万円以上	無回答	平均	最低 ^(※)	最高 ^(※)
日給制の事業所	17	27	9	221,491円	144,000円	330,000円
%	32.1%	50.9%	17.0%			

外国人建設就労者の時間給制所定内賃金合計 (平均/最低/最高: 無回答を除く、0は含む)

	20万円未満	20万円以上	無回答	平均	最低 ^(※)	最高 ^(※)
時間給制の事業所	6	4	3	192,509円	134,400円	228,800円
%	46.2%	30.8%	23.1%			

(※ 資格手当等は除く)

職種別労働時間比較

○職種別の外国人建設就労者の総労働時間(1ヶ月)をみると、「建築大工」が212.7時間で最も長く、以下「石材施工」(212.1時間)、「鉄工」(208.0時間)と続いている。前回調査、今回調査とも回答のあった職種を比べると、「防水施工」、「左官」を除く10職種で増加傾向となっており、特に「とび」や「配管」や「鉄工」等が前回調査結果に比べて労働時間の増加が見られた。

職種別労働時間比較(下段は前年調査結果)

最低 ●——● 最高

所定内労働時間

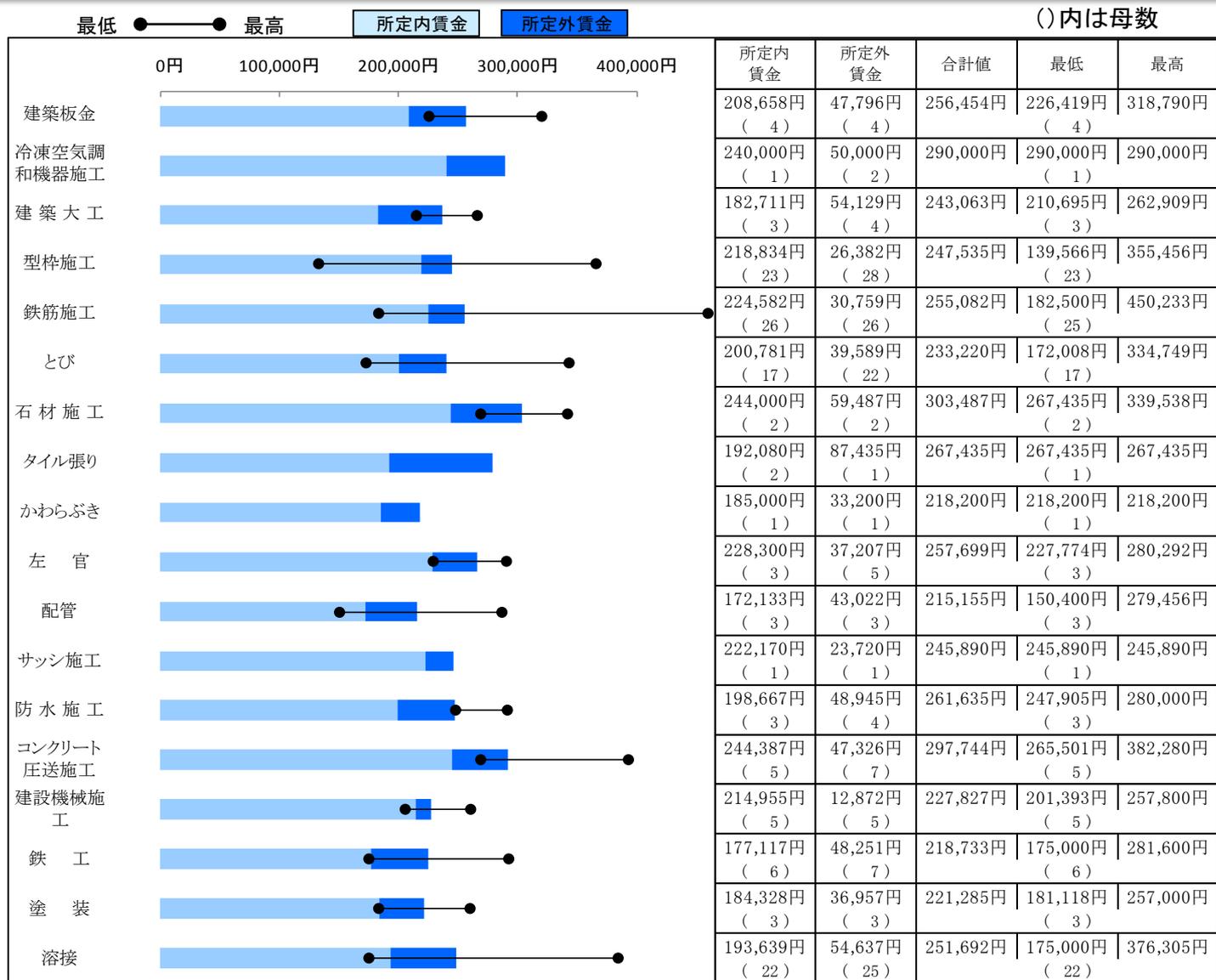
所定外労働時間

()内は母数

	0時間	50時間	100時間	150時間	200時間	250時間	所定内労働時間	超過実労働時間	合計値	最低	最高
建築板金	[Bar chart showing distribution]						174.8時間 (5)	22.2時間 (4)	198.8時間	188.1時間 (4)	213.1時間
	[Bar chart showing distribution]						178.4時間 (2)	12.8時間 (2)	191.2時間	169.7時間 (2)	212.6時間
冷凍空気調和機器施工	[Bar chart showing distribution]						173.7時間 (2)	30.5時間 (2)	204.2時間	200.0時間 (2)	208.4時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
建築大工	[Bar chart showing distribution]						174.8時間 (4)	37.9時間 (4)	212.7時間	202.4時間 (4)	232.0時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
型枠施工	[Bar chart showing distribution]						175.1時間 (29)	12.5時間 (29)	187.6時間	165.0時間 (29)	217.0時間
	[Bar chart showing distribution]						175.4時間 (6)	2.4時間 (5)	175.4時間	161.0時間 (5)	184.0時間
鉄筋施工	[Bar chart showing distribution]						179.1時間 (27)	20.0時間 (26)	199.6時間	162.0時間 (26)	280.0時間
	[Bar chart showing distribution]						172.8時間 (11)	8.3時間 (13)	184.6時間	166.0時間 (10)	215.0時間
とび	[Bar chart showing distribution]						174.6時間 (22)	25.8時間 (22)	200.4時間	136.5時間 (22)	335.0時間
	[Bar chart showing distribution]						167.8時間 (4)	0.0時間 (1)	168.0時間	168.0時間 (1)	168.0時間
石材施工	[Bar chart showing distribution]						180.0時間 (2)	32.1時間 (2)	212.1時間	193.2時間 (2)	231.0時間
	[Bar chart showing distribution]						142.5時間 (1)	24.0時間 (1)	166.5時間	166.5時間 (1)	166.5時間
タイル張り	[Bar chart showing distribution]						178.0時間 (2)	25.5時間 (2)	203.5時間	176.0時間 (2)	231.0時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
かわらぶき	[Bar chart showing distribution]						172.5時間 (1)	16.0時間 (1)	188.5時間	188.5時間 (1)	188.5時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
左官	[Bar chart showing distribution]						173.6時間 (5)	19.9時間 (5)	193.5時間	164.8時間 (5)	216.0時間
	[Bar chart showing distribution]						189.1時間 (3)	13.3時間 (3)	202.4時間	172.5時間 (3)	250.0時間
配管	[Bar chart showing distribution]						170.7時間 (3)	35.2時間 (3)	205.8時間	184.0時間 (3)	217.5時間
	[Bar chart showing distribution]						175.0時間 (1)	5.0時間 (1)	180.0時間	180.0時間 (1)	180.0時間
サッシ施工	[Bar chart showing distribution]						150.0時間 (1)	19.3時間 (1)	169.3時間	169.3時間 (1)	169.3時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
防水施工	[Bar chart showing distribution]						169.0時間 (4)	18.9時間 (4)	187.9時間	178.9時間 (4)	201.0時間
	[Bar chart showing distribution]						184.0時間 (1)	70.0時間 (1)	254.0時間	254.0時間 (1)	254.0時間
コンクリート圧送施工	[Bar chart showing distribution]						168.5時間 (7)	28.4時間 (7)	196.9時間	161.0時間 (7)	226.6時間
	[Bar chart showing distribution]						161.5時間 (4)	28.8時間 (4)	190.3時間	93.1時間 (4)	234.0時間
表装	[Bar chart showing distribution]						200.0時間 (1)	5.0時間 (1)	205.0時間	205.0時間 (1)	205.0時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
建設機械施工	[Bar chart showing distribution]						182.5時間 (5)	8.9時間 (5)	191.4時間	179.6時間 (5)	213.0時間
	[Bar chart showing distribution]						122.3時間 (2)	12.0時間 (2)	134.3時間	72.0時間 (2)	196.5時間
鉄工	[Bar chart showing distribution]						181.4時間 (7)	26.6時間 (7)	208.0時間	159.5時間 (7)	255.4時間
	[Bar chart showing distribution]						168.0時間 (4)	16.9時間 (4)	184.9時間	169.0時間 (4)	204.0時間
塗装	[Bar chart showing distribution]						173.7時間 (3)	24.0時間 (3)	197.7時間	178.9時間 (3)	209.8時間
	[Bar chart showing distribution]						0.0時間 (0)	0.0時間 (0)	0.0時間	0.0時間 (0)	0.0時間
溶接	[Bar chart showing distribution]						172.8時間 (25)	29.3時間 (25)	202.1時間	159.5時間 (25)	240.0時間
	[Bar chart showing distribution]						163.4時間 (12)	27.2時間 (12)	192.3時間	153.0時間 (11)	235.0時間

職種別賃金比較

○職種別の賃金比較では、所定内賃金の平均額では「コンクリート圧送施工」が最も高く(約24.4万円)、「配管」が最も低かった(約17.2万円)。所定外賃金も含めると「石材施工」が最も高く(約30.3万円)、「配管」が最も低かった(約21.5万円)。



出身国別賃金比較

○外国人建設就労者受入企業の所定内賃金平均は210,143円で、国籍別(母数10以上)では、中国が216,445円と高くなっている。職種別(母数10以上)では、鉄筋施工(鉄筋工)が224,582円と高くなっている。
 ○所定内+所定外賃金は平均で248,873円となっている。

外国人建設就労者所定内賃金(平均/最低/最高)

		母数 (事業所数)	平均	最低	最高
全体		(120)	210,143円	133,788円	409,710円
国籍別 (複数回答あり)	中国	(63)	216,445円	133,788円	409,710円
	ベトナム	(34)	194,953円	133,788円	288,000円
	フィリピン	(9)	191,362円	134,400円	244,000円
	インドネシア	(16)	203,484円	144,000円	330,000円
	モンゴル	(2)	271,000円	262,000円	280,000円
	タイ	(1)	185,400円	185,400円	185,400円
	マレーシア	(0)	0円	0円	0円
	ネパール	(0)	0円	0円	0円
	スリランカ	(0)	0円	0円	0円
	カンボジア	(1)	200,000円	200,000円	200,000円
	ミャンマー	(1)	177,960円	177,960円	177,960円
	ラオス	(1)	210,000円	210,000円	210,000円
	バングラデシュ	(1)	192,000円	192,000円	192,000円
職種別 (複数回答あり)	さく井	(0)	0円	0円	0円
	建築板金	(4)	208,658円	148,491円	288,800円
	冷凍空気調和機器施工	(1)	240,000円	240,000円	240,000円
	建具製作	(0)	0円	0円	0円
	建築大工	(3)	182,711円	170,000円	192,734円
	型枠施工	(23)	218,834円	133,788円	330,000円
	鉄筋施工	(26)	224,582円	172,200円	409,710円
	とび	(17)	200,781円	144,000円	312,000円
	石材施工	(2)	244,000円	180,000円	308,000円
	タイル張り	(2)	192,080円	180,000円	204,160円
	かわらぶき	(1)	185,000円	185,000円	185,000円
	左官	(3)	228,300円	194,400円	250,500円
	配管	(3)	172,133円	134,400円	212,000円
	熱絶縁施工	(0)	0円	0円	0円
	内装仕上げ施工	(0)	0円	0円	0円
	サッシ施工	(1)	222,170円	222,170円	222,170円
	防水施工	(3)	198,667円	180,000円	231,000円
	コンクリート圧送施工	(5)	244,387円	210,000円	280,000円
	ウエルポイント施工	(0)	0円	0円	0円
	表装	(1)	210,000円	210,000円	210,000円
	建設機械施工	(5)	214,955円	190,000円	231,610円
鉄工	(6)	177,117円	167,000円	192,000円	
塗装	(3)	184,328円	150,880円	231,000円	
溶接	(22)	193,639円	171,500円	243,236円	

外国人建設就労者所定内+所定外賃金(平均/最低/最高)

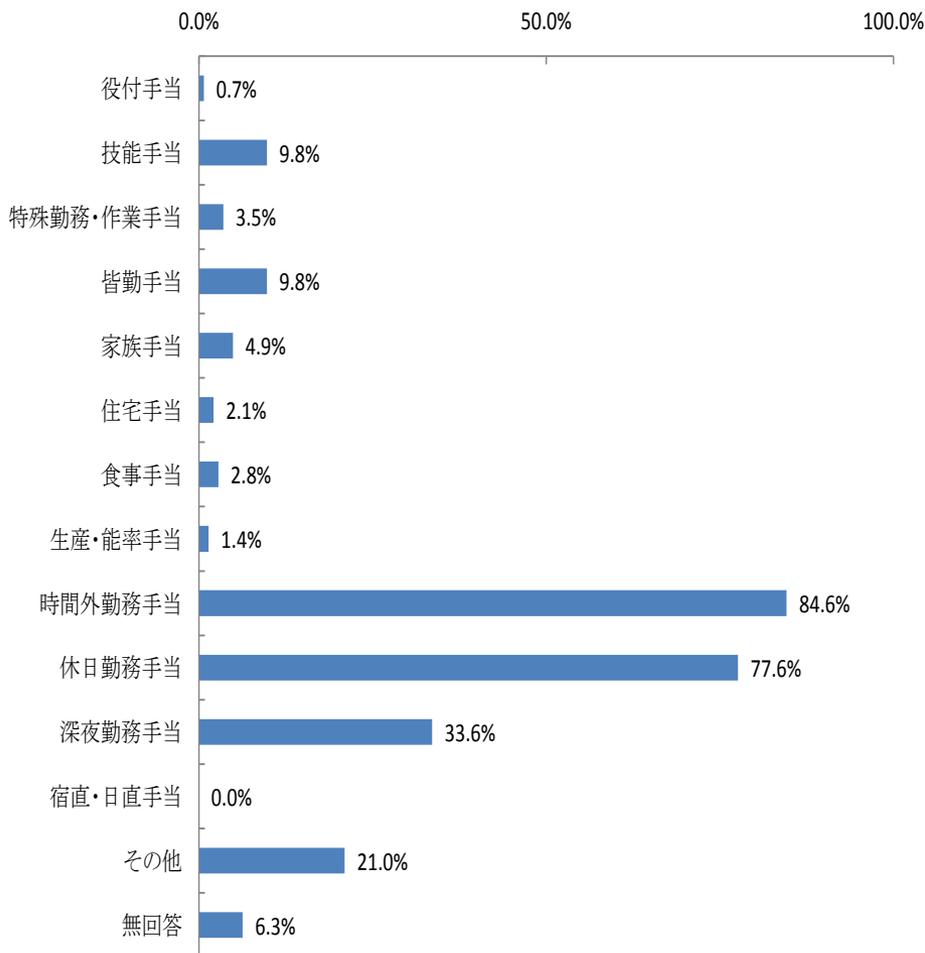
		母数 (事業所数)	平均	最低	最高
全体		(117)	248,873円	139,566円	450,233円
国籍別 (複数回答あり)	中国	(61)	251,424円	139,566円	450,233円
	ベトナム	(33)	240,653円	139,566円	376,305円
	フィリピン	(9)	205,768円	150,400円	256,000円
	インドネシア	(16)	242,524円	172,580円	355,456円
	モンゴル	(2)	330,875円	279,470円	382,280円
	タイ	(1)	210,695円	210,695円	210,695円
	マレーシア	(0)	0円	0円	0円
	ネパール	(0)	0円	0円	0円
	スリランカ	(0)	0円	0円	0円
	カンボジア	(1)	320,000円	320,000円	320,000円
	ミャンマー	(1)	241,120円	241,120円	241,120円
	ラオス	(1)	286,564円	286,564円	286,564円
	バングラデシュ	(1)	200,574円	200,574円	200,574円
職種別 (複数回答あり)	さく井	(0)	0円	0円	0円
	建築板金	(4)	256,454円	226,419円	318,790円
	冷凍空気調和機器施工	(1)	290,000円	290,000円	290,000円
	建具製作	(0)	0円	0円	0円
	建築大工	(3)	243,063円	210,695円	262,909円
	型枠施工	(23)	247,535円	139,566円	355,456円
	鉄筋施工	(25)	255,082円	182,500円	450,233円
	とび	(17)	233,220円	172,008円	334,749円
	石材施工	(2)	303,487円	267,435円	339,538円
	タイル張り	(1)	267,435円	267,435円	267,435円
	かわらぶき	(1)	218,200円	218,200円	218,200円
	左官	(3)	257,699円	227,774円	280,292円
	配管	(3)	215,155円	150,400円	279,456円
	熱絶縁施工	(0)	0円	0円	0円
	内装仕上げ施工	(0)	0円	0円	0円
	サッシ施工	(1)	245,890円	245,890円	245,890円
	防水施工	(3)	261,635円	247,905円	280,000円
	コンクリート圧送施工	(5)	297,744円	265,501円	382,280円
	ウエルポイント施工	(0)	0円	0円	0円
	表装	(0)	0円	0円	0円
	建設機械施工	(5)	227,827円	201,393円	257,800円
鉄工	(6)	218,733円	175,000円	281,600円	
塗装	(3)	221,285円	181,118円	257,000円	
溶接	(22)	251,692円	175,000円	376,305円	

外国人建設就労者への手当について

○外国人建設就労者への手当の種類としては、「時間外勤務手当」(84.6%)が最も多く、次いで「休日勤務手当」(77.6%)、「深夜勤務手当」(33.6%)と続く。以下、「皆勤手当」「技能手当」(ともに9.8%)等も1割弱みられる

○外国人建設就労者の就労意欲を高めるために導入されている手当(自由回答)の一覧について、最も多い回答が「資格手当」(12件)である。その他、複数の回答があったものとしては「技能手当」「現場手当」「職長手当」(各3件)、「日本語検定」(2件)がある。

外国人建設就労者への手当の種類 (n=143)



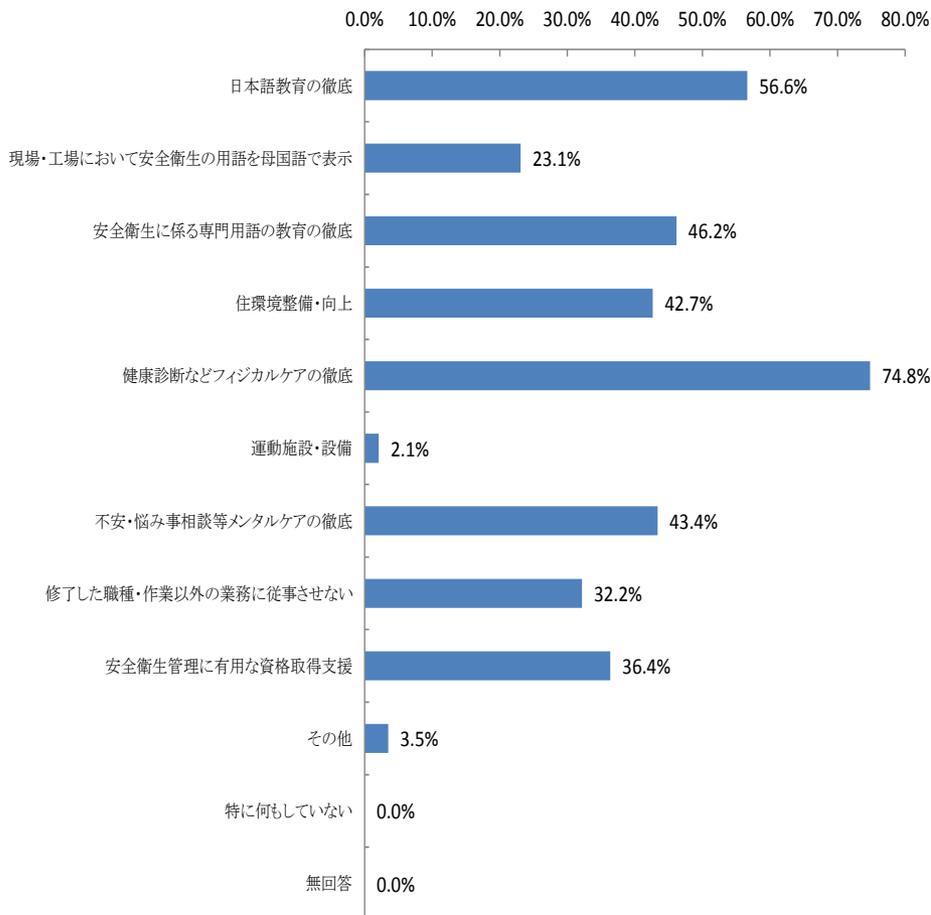
就労意欲を高める手当(自由回答)

手当名	回答件数	手当名	回答件数
資格手当	12	実習満了手当	1
技能手当	3	出張手当	1
現場手当	3	昇給	1
職長手当	3	賞与	1
日本語検定	2	報奨金	1
m ³ 手当	1	上級リーダー手当	1
オペレーター手当	1	リーダー手当	1
安全衛生資格	1	職能手当	1
一時帰国祝金(手当)	1	精勤手当	1
運転手当	1	早出手当	1
免許手当	1	調整手当	1
休日勤務手当	1	能力給	1
嫌煙手当	1	配管手当	1
時間外勤務手当	1	物価手当	1
時間外手当	1		

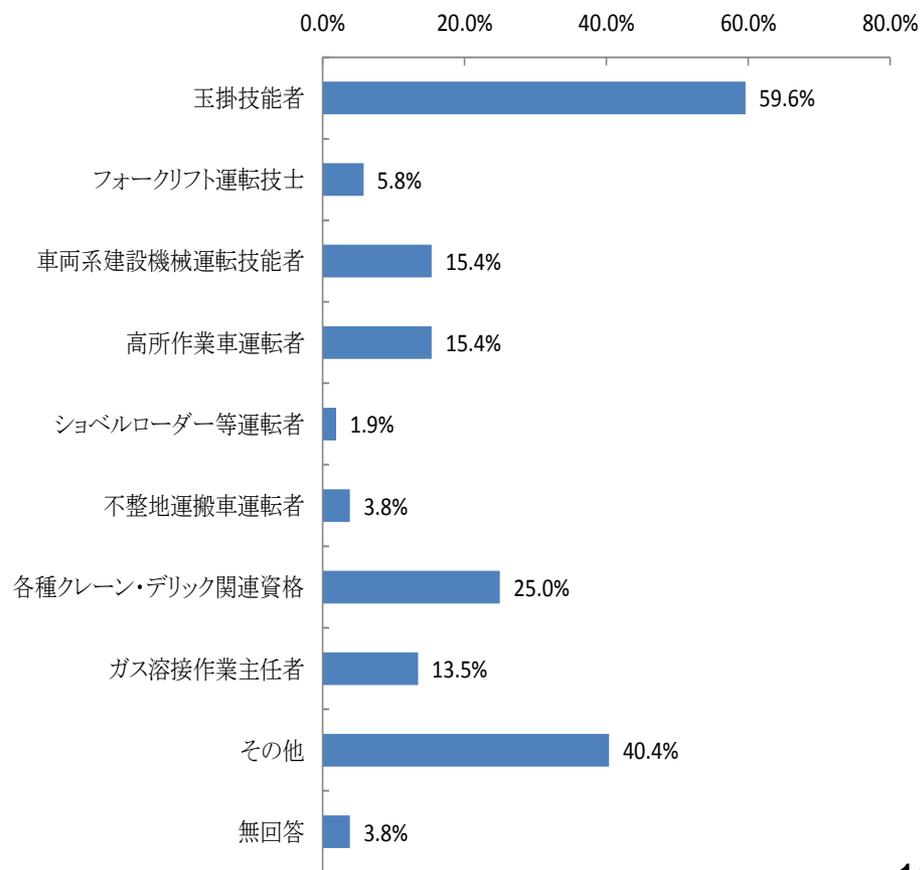
安全衛生管理施策について

○注力している安全衛生管理施策としては、「健康診断などフィジカルケアの徹底」が74.8%で最も多く、次いで「日本語教育の徹底」(56.6%)、「安全衛生に係る専門用語の教育の徹底」(46.2%)、「不安・悩み事相談等メンタルケアの徹底」(43.4%)と続いている。
 ○安全衛生管理に有用な資格取得支援をしている具体的な資格としては、「玉掛技能者」が59.6%で突出して多く、以下「各種クレーン・デリック関連資格」(25.0%)、「車両系建設機械運転技能者」「高所作業車運転者」(ともに15.4%)と続く。

注力している安全衛生管理施策(n=143)



取得支援している資格(n=52※)



(※安全衛生管理に有用な資格取得支援をしている事業所)

外国人建設就労者受入事業の運用見直しについて

未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)本文記載内容(P.100抜粋)

第2 具体的施策

II Society5.0に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv) 外国人材の活用

⑥建設及び造船分野における外国人材の活用

外国人建設就労者受入事業は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図っている。現行制度では、関連工事が引き続き行われることが見込まれる来年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少する恐れがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても同様の制度を実施してきており、造船分野においても同様に運用を見直す。

■ パブリックコメント※(抜粋)

- ① 外国人建設就労者受入事業については平成32年度に終了することとしている。したがって、平成30年度以降に本事業により就労を開始する場合(建設特定活動に従事する場合)、在留が可能となる期間が短期間となる場合があることから、関連工事が引き続き行われることが見込まれる平成30年度以降に入国し外国人建設就労者となる者が減少する恐れがある。このため、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施行体制の更なる充実のため運用を見直す旨、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)に記載されたこと

- ② 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)が本年11月1日に施行されることに伴い、技能実習制度が拡充され、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)が可能となること

※ 意見募集期間(平成29年8月2日～8月31日)

URL: <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170306&Mode=0>

外国人建設就労者受入事業の運用見直しの概要

■ パブリックコメント(抜粋)

① 平成30年度以降に入国する外国人建設就労者の就労期間の見直し

本告示は平成33年3月31日限りその効力を失う(本告示附則第1の2)こととされているところ、平成32年度までに本事業に基づき就労を開始した者(建設特定活動の従事者)について平成33年度以降も就労を可能とする(従事させる期間は従前通り(2~3年)とする。ただし、最長でも平成35年3月31日までとする。)。

② 技能実習法の施行に伴う改正

今般の技能実習法の施行により受入れを開始する第3号技能実習生についても、第3号技能実習の期間を終えた後に建設特定活動に従事することを可能とするが、外国人建設就労者と本国との関係を維持する等の観点から、第2号又は第3号技能実習を修了した後建設特定活動を開始するまでの間において、1月以上の本国への帰国期間を経なければならないこととする。なお、建設特定活動を開始しようとする者が、第3号技能実習を修了した者であって、第2号技能実習を修了した後第3号技能実習を開始するまでに1年以上の帰国期間を経っていない場合は、第3号技能実習を修了した後建設特定活動を開始するまでの間において1年以上の帰国期間を経なければならないこととする。

外国人建設就労者受入事業の運用見直し（案）

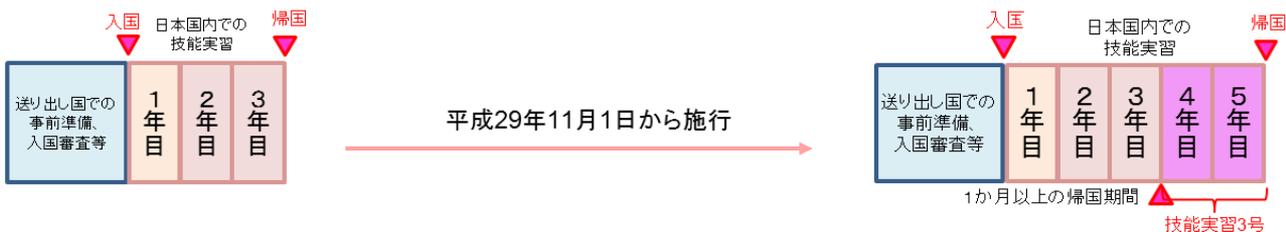
- 外国人建設就労者受入事業において、2020年度までに就労を開始した者であって現行の運用上認められる活動期間を満了していない者については、2021年度以降にわたる就労を可能とする（ただし、最長でも2022年度末まで）。

※2021年度及び2022年度の新たな外国人建設就労者の入国は認めない扱い。

- 技能実習3号後の外国人建設就労者への移行を認める。

※本国への技能移転を図る観点や本国との関係を維持する観点から、一定の帰国期間を設ける。

技能実習制度



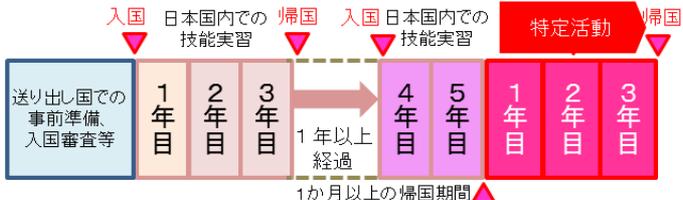
外国人建設就労者受入事業の運用見直し

■ 技能実習3号から特定活動へ移行する例

- ・ 特定活動の前に1年以上、帰国するケース



- ・ 技能実習3号の前に1年以上、帰国するケース

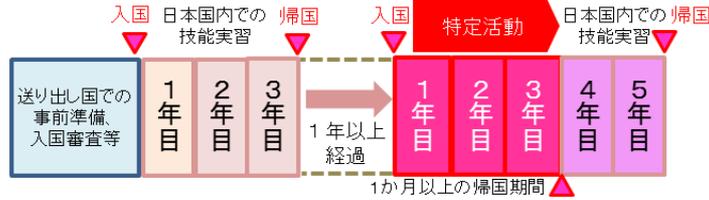


■ 特定活動から技能実習3号へ移行する例

- ・ 技能実習3号の前に1年以上、帰国するケース



- ・ 特定活動の前に1年以上、帰国するケース



（※ 本国への技能移転を図る観点や本国との関係を維持する観点から、移行パターンに応じて、1年以上又は1月以上の出国期間を設ける。）

現行制度では在留可能期間を満了出来ないケース

■ 在留パターン①(第3号技能実習活用前に1か月以上帰国。第3号技能実習修了後、1年以上帰国期間を経て特定活動を活用)

分類	在留年数										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	技能実習1号			技能実習2号		技能実習3号		(← 1年以上 →)	特定活動		(帰国)
①-1	2016年度以前			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	

■ 在留パターン②(第3号技能実習活用前に1年以上帰国。第3号技能実習修了後、1か月以上の帰国期間を経て特定活動を活用)

分類	在留年数										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	技能実習1号			技能実習2号		(← 1年以上 →)	技能実習3号		特定活動		(帰国)
②-1	2015年度以前			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
②-2	2016年度以前			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	

■ 在留パターン③(第2号技能実習修了後、1か月以上の帰国期間を経て特定活動を活用。第3号技能実習活用前に1年以上帰国。)

分類	在留年数										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	技能実習1号			技能実習2号		特定活動		(← 1年以上 →)	技能実習3号		(帰国)
③-1	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
③-2	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
③-3	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
③-4	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
③-5	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
③-6	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	

■ 在留パターン④(特定活動活用前に1年以上帰国。特定活動後に1か月以上の帰国期間を経て第3号技能実習を活用)

分類	在留年数										
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	技能実習1号			技能実習2号		(← 1年以上 →)	特定活動		技能実習3号		(帰国)
④-1	2013年度以前			2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
④-2	2014年度以前			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
④-3	2015年度以前			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
④-4	2016年度以前			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
④-5	2017年度以前			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
④-6	2018年度以前			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	

- 技能実習法の許可取り消しや改善命令も外国人建設就労者受入事業の不正行為認定の対象となります。
- 2020年度内に就労を開始した者のみ、就労期間の延長（最大3年。ただし2022年度末まで。）対象となりますので、適正監理計画の作成・提出時期にご留意ください。
- 改正告示の施行後は従前とは異なり、第2号技能実習から外国人建設就労者へ移行する際、1か月以上の帰国期間が必要となります（一定の猶予期間を設定する予定）。
- 第2号技能実習修了時の技能検定試験（3級）が不合格の場合でも外国人建設就労者への移行は可能です。

その他

外国人建設就労者の修了証発行について

- 「継続型」、「再入国型」のいずれも問わず、建設特定活動に従事した期間が「1年7か月以上」となる外国人建設就労者を対象に「修了証」を発行します。
- ただし、修了証の発行は帰国前に手配しますので、ご注意ください。

【修了証発行のプロセス(案)】

(帰国3か月前)

- 特定監理団体が制度推進事業実施機関ホームページ(H29年度は(一財)国際建設技能振興機構。)より修了証発行に係る確認書の様式をダウンロード。
- 確認書に必要事項を記入して、特定監理団体から制度推進事業実施機関へメールで送付。
- 外国人建設就労者が取得した資格があれば、資格認定証のコピーをメールに添付して送付。

(帰国1か月前)

- 制度推進事業実施機関で確認書、資格認定証等の確認を行った後、特定監理団体宛に就業期間、従事した職種・作業、取得した資格等を記載した修了証を郵送。

(帰国前)

- 特定監理団体より受入建設企業又は外国人建設就労者へ修了証を手配。

(その他)

- 詳細につきましては、改めて制度推進事業実施機関のホームページ等を通じてご案内します。
なお、修了証の再発行は原則致しませんので、ご注意ください。